

横須賀市報

号外第7号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次 条例

◇横須賀市市税条例中一部改正……………	1
◇固定資産評価審査委員会条例中一部改正……………	〃

本号で公布された条例のあらまし

○横須賀市市税条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 用途の変更に伴う固定資産税及び都市計画税の課税標準額の算出方法の変更に係る経過措置を令和5年度分まで延長することとする。
- 施行期日 令和3年4月1日

○固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 審査申出書及び口頭審理における口述書の押印等を廃止する。
- 施行期日 令和3年4月1日

条 例

横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月31日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第24号

横須賀市市税条例の一部を改正する条例

横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第28項及び第29項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の横須賀市市税条例の規定は、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第25号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和26年横須賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第10条第4項各号列記以外の部分中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。